

平成30年
8月から

介護サービスの負担割合が変わります

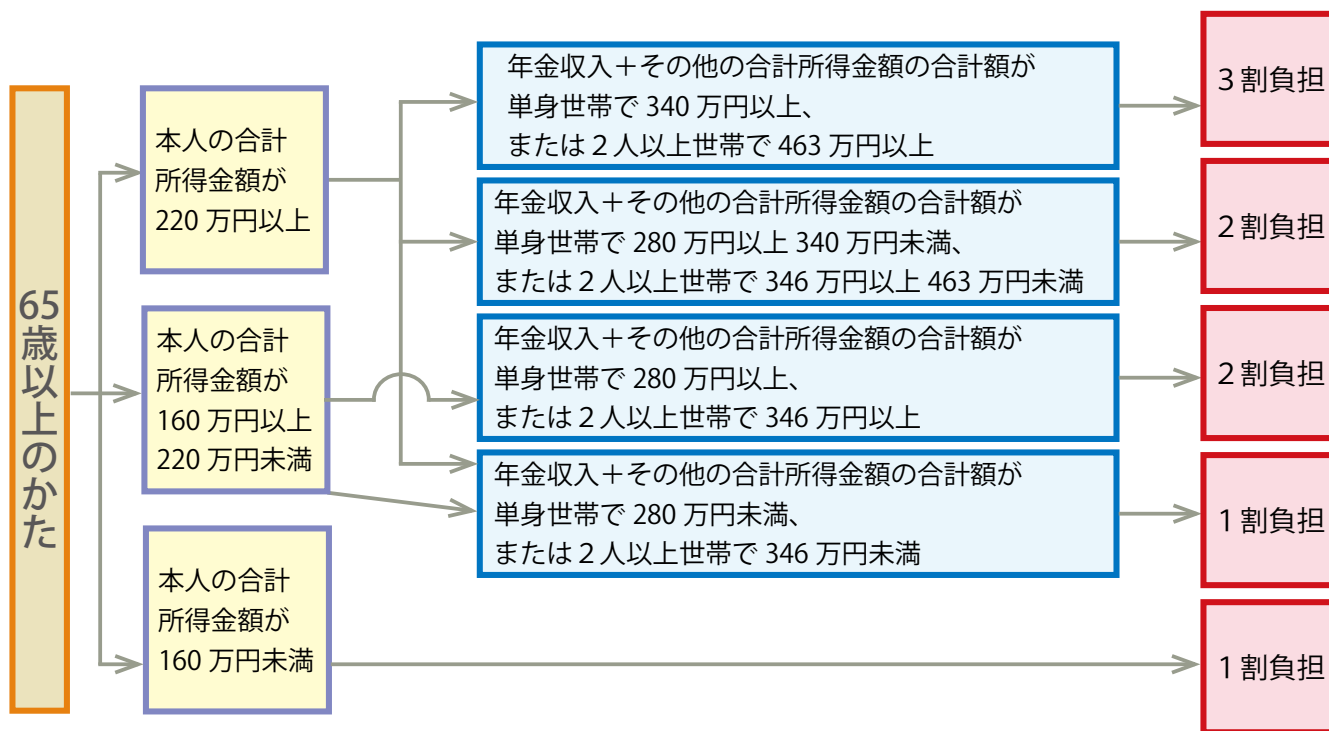
◎問い合わせ先
役場介護環境課介護保険係
☎(86) 1153「直通」

国は、介護保険制度を今後も持続可能なものとし、世代内・世代間の負担の公平、負担能力に応じた負担を求める観点から、負担能力のある人に負担をしていただくため、制度の見直しを行いました。

介護サービスを利用する場合には、費用の一定割合を利用者に負担していただく必要があります。この利用者負担割合について、これまでは1割または、一定以上の所得のある人は2割としていましたが、平成30年8月から、65歳以上の人（第1号被保険者）で、現役並みの所得のある人には費用の3割を負担していただくことになります。



利用者負担の判定の流れ



犬の飼い主さんへ

毎年、夏にかけて、飼い犬が台風襲来や雷・花火の音に驚いて、放れることが増える傾向にあります。犬が逃げてしまったら、すぐに問い合わせください。次のことに注意して犬を飼いましょう。

○首輪と鎖の確認

首輪はゆるくないか、鎖は切れかかっていないか確認しましょう。

屋内飼育の場合も、脱出経路がないか確認しましょう。

○所有者明示

鑑札と狂犬病予防注射済票を首輪に装着することが狂犬病予防法で義務づけられています。迷い犬の時も番号から飼い主が分かるようになっています。

◎問い合わせ先

役場介護環境課環境衛生係
☎(86) 1153「直通」
出水保健所衛生係
☎(62) 1636

